

≪県社協と協働して実施する助成事業のご案内≫

# 令和3年度 地域福祉活動支援事業 “協働モデル助成” 募集テーマについて

ともしび基金を原資とした助成事業(地域福祉活動支援事業)は、平成30年度より本会と協働で取り組む「協働事業助成」を実施しています。令和3年度は、本会が次に掲げる3つのテーマのうちのいずれかに沿った活動についての提案を募集します。

**【助成対象事業】** 本紙に掲載した3つのテーマに該当する事業となります。

**【助成期間】** 令和3年4月1日～令和6年3月31日の3年間で実施する事業

**【助成の上限額】** 対象経費総額の5分の4以内\*、上限200万円(年間)

\*原則5分の1の自己資金が必要ですが、本会会長が認めた場合にはこの限りではありません

**【申込期間】** 令和2年12月1日(火)～令和3年1月29日(金)

**【申込方法・詳細】** 「地域福祉活動支援事業実施要綱」、「令和3年度地域福祉活動支援事業のご案内」を参照してください。提案書の様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

●URL <http://www.knsyk.jp>

TOPページ→参加する→助成金情報→地域福祉活動支援事業

**【協働にあたっての主な注意事項】**

- 一次審査(書類選考)を通過した団体には本会の指定する日時(令和3年4月上旬\*予定)に二次審査(プレゼンテーション)があります。\*二次審査の日は2月下旬にご案内します。
- 事業実施にあたっては提案部所との協議や調整、本会の求めに応じた活動の公開や報告等が必須となります。

## 【募集テーマ①】提案部所：地域福祉推進部（かながわボランティアセンター）

### 『人との関係づくりやコミュニケーションが苦手な人の「参加支援」 ～多様な形でのボランティア参加の可能性について～』

#### 【提案の背景】

ボランティアセンターには、「ボランティア活動をしたい」「何か人の役に立ちたい」といった相談が寄せられます。ボランティア活動の多くは、人との出会いや関わりを重んじ、そのつながりの中での気づきや感動に固有の価値があると言われる。しかし一方で、人との関係づくりやコミュニケーションが苦手な人にとっては、活動参加へのハードルは高いものとなってしまいます。地域共生社会の実現のためには、コミュニケーションの苦手な人でも孤立することのないよう、「参加支援」の可能性を探ることが求められ、本会ボランティアセンターは率先してすべての人々にボランティア活動の機会を提供する責務があると考えます。障害等の有無にかかわらず、活動したい誰もが、必要に応じた合理的配慮のもと、その人なりの多様な形での参加が可能となるようなボランティア活動をめざし、本提案では、自閉症や発達障害(と思われる人)を対象とした新たな社会参加プログラムの開発等に取り組むと考えています。

#### 【主な取組内容】

①人との関係づくりやコミュニケーションが苦手な人の活動課題の発掘、育成プログラム・活動の開発、②ボランティアセンター・ボランティアコーディネーターの専門性の拡充(複合・多様な個別ニーズに対応、合理的配慮等を用いたスキルにより持続するコーディネーションの確立)、③ボランティア活動先の意識改革と活動条件の改善・環境整備等に取り組めます。

#### 【協働先に求めるもの】

当事者のボランティア活動ニーズと困難性・課題について、当事者の支援から情報提供し、今後に向けた改善について提案すること等

#### 【想定する協働先】

自閉症・発達障害に関係する当事者団体

## 【募集テーマ②】提案部所：地域福祉推進部（かながわボランティアセンター）

### 『外国にルーツをもつ住民の高齢化にともなう生活課題への対応』

#### 【提案の背景】

県内には、非常に多様な言語・文化的背景や来日理由を持つ人々が生活しています。日本語教室をはじめとした多言語の相談対応等の仕組みは充実しつつあるものの、日常生活圏域の継続的かつ、きめ細やかなサポートという面ではまだまだ不足しており、自らの問題を相談機関に相談できる人はよいですが、言葉の壁等によって専門の支援機関にアクセスすることが困難な人が多いのが実情です。

近年はこのような外国にルーツをもつ人々の高齢化もみられるようになりつつあります。日本語を学ぶ機会のないまま高齢期を迎えた人や、子どもの呼び寄せで来日した高齢の親に福祉サービスが必要になったときに、その人のニーズに合った施設やサービスを選ぶための情報が乏しく、一部の支援者が個別に対応せざるを得ない状況にあります。

こうしたことから、外国にルーツをもつ人々の高齢化の進展と、その数の増加が予想されることを視野に置いた情報の整備と普及・啓発が急務であり、個別に支援にあたっている関係者が孤立することなく連携して支援を行える体制づくりも必要と考えます。

#### 【主な取組内容】

①外国にルーツをもつ人の高齢化にともなう生活課題について支援者等と共有化を図る、②課題に関する現状の社会福祉資源を把握しデータベース化する、③生活課題等について、住民及び福祉・医療関係者への理解を広め、データベースの普及を進める、④高齢者に関わる支援者(ボランティア・民生委員児童委員等地域の関係者を含む)・地域包括支援センター等各種支援機関に広く勉強会や研修等の機会を提供し、支援の充実を図る、⑤外国にルーツをもつ人の高齢化にともなう生活課題への取り組みの必要性や方策の周知を図り、県内全域に取り組みを広げる 等

#### 【協働先に求めるもの】

外国にルーツをもつ人の支援についての一定の経験と専門的な知識(団体として、あるいはメンバーの多くが一定の経験を持ち、専門的知識を有していること)。

## 【募集テーマ③】提案部所：権利擁護推進部

### 『社会福祉法人の協働による「地域のおひとり様の暮らしを支える身元保証と終活支援」』

#### 【提案の背景】

人口構造の変化や家族構造・家族関係の変化により、入院入所時の身元保証人等が確保できない人たちが増えています。こうした状況を受けて、身元保証等高齢者のサポート事業が急増していますが、経済的な事情や利用にあたっての諸課題等から、一般的な普及には至っていないのが現状です。

本会が令和元年に実施した「身寄りのない人等のエンディングサポートに関する調査報告書」\*では、支援者が、身元保証や死亡後の対応に、制度や事業の枠からはみ出した形で支援・調整を行っていることが明らかになりましたが、今後の単身者の増加予測を踏まえると、個々の支援には限界があると感じられます。

上記のような個々の対応にとどまらず、仕組みとして「おひとり様」を支える身元保証や終活支援の仕組みをつくり、また、本会の実施する日常生活自立支援事業・生活福祉資金貸付事業・ライフサポート事業等と有機的に連携し、新たな支援ツールを提案することで、多様な福祉ニーズに対応し、県民の誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを進めることができると考えます。

\*報告書は本会ホームページ内で閲覧することができます。

#### 【主な取組内容】

①終活の必要性に関する意識の啓発・普及、②身元保証・終活支援サービスの一部モデル実施、③遺贈寄付等の研究・検討、④社会福祉法人の公益的な取り組みとの協働による地域における権利擁護ネットワークの構築 等

#### 【協働先として想定する団体】

社会福祉法人（平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されたことから、新たなサービスの創出の上で欠かせない協働先と考えます。）

ご提案にあたっては、提案部所と可能な限り事前相談を行ってください。

また、テーマの詳細に関してのご質問は提案部所までお問い合わせください。

問合せ先 (福)神奈川県社会福祉協議会 (月～金 9:00～17:00)

○地域福祉推進部(かながわボランティアセンター) TEL 045-312-4813・4815

○権利擁護推進部 TEL 045-312-4819・5788